

産業用ロボットの教示、検査等業務の特別教育の案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおりロボットはその取扱いを誤ると大事故に見舞われることとなります。労働安全衛生法はロボットの教示・検査する者へ特別教育が義務付けられております。当協会はこの度、下記により特別教育を実施することとなりましたので、ロボットの教示・検査業務に従事される者で特別教育を受けていない者に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年2月16日(木)9時25分～19時(受付開始9時10分)
2月17日(金)9時30分～17時
- 2 会 場 熊谷市勤労会館大ホール(秩父鉄道 石原駅下車徒歩10分)熊谷市石原1410番地1
- 3 募集人員 **100名 募集締切り2月7日(火)(最少催行人員20名)(定員超過時はキャンセル待ち)**
- 4 科 目 (1)関係法令指針・ガイドライン(2)産業用ロボットに関する知識(3)産業用ロボットの教示等作業に関する知識 (4)産業用ロボットの検査等の作業に関する知識
(5)産業用ロボットに関する安全知識
- 5 講習費用 **18,480円**(受講料、テキスト[税込])、熊谷会員1,000円割引、熊谷協会健康診断2,000円割引
- 6 修了証 本講習の全課程修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 申込方法 ①申込み:まず申込書に必要事項と口座振込予定日他を記入してFAXで申込み下さい。
FAX後、必ず電話連絡して確認のうえ、下記協会宛に講習費用を口座振込して下さい。
※個人申込みは、本人確認のため顔写真付き公的書類(運転免許証等)の写しを添付して下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
②受講票は本申込書を確認後に担当者宛にFAXで送ります。当日受付に提示して下さい。
③講習費用納入は**12月26日～2月7日(火)**です。**期限内に講習費用を納入して下さい。**
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
※納付いただいた講習費用は、お返ししません。事前変更申請による許可者の受講は可。
④申 込 先:(一社)熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストビル1階
⑤振 込 先:埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料は負担願います)
- 8 その他 (1)事務処理上、講習当日の受付はしません。(2)テキストは講習当日渡します
(3)当日の代替者の出席受講は認めません。(4)講習中は全ての電子機器類は使用禁止。
(5)昼食は各自で用意下さい。会場で飲食可。
(6)駐車場完備92台 ※隣接(徒歩3分)の赤城神社の共用駐車場200台も常時利用可。
(7)上記講習科目の他「教示・検査の実技教育」計**7時間行う**ことになっておりますが、設備の関係で出来ません。貴事業場において実施され「実技記録簿裏面」に必ず記録して下さい。
≪切り離さずにFAXして下さい≫

産業用ロボットの教示、検査等業務の特別教育 申込書

受講No	氏名(フリガナ)	生年月日	住 所
		平成・昭和 年 月 日生	〒 —

記載事項に相違なく申し込みます。 ※本申込書に記入いただいた個人情報、講習実施の目的以外に使用しません。

令和 年 月 日

〒 —

一般社団法人熊谷地区労働基準協会長 殿

所在地:

※講習費用納入は12月26日～2月7日(火)です

事業場名:

講習費用の口座振込予定日	月 日 ()
金額: ¥	※振込手数料は負担願います

連絡部署: Tel () —
担当者名: Fax () —